

## 放射線管理区域への入域時における装備品の未着用について

平成 19 年 11 月 15 日午前 9 時 20 分頃、2 号機原子炉建屋の所内ボイラー室で資機材の搬出作業をしていた協力企業作業員 5 名のうち 1 名が、警報付個人線量計\*<sup>1</sup>（以下、線量計）を着用せずに、誤って放射線管理区域\*<sup>2</sup>である所内ボイラー室に入域していたことを確認しました。

当該ボイラー室は、工事のため一時的に設置した仮設の着替所から入域する運用としておりました。

このため、当該ボイラー室へ入域する際は、作業員は 1・2 号機サービス建屋のチェックポイント\*<sup>3</sup>において線量計を受け取り、仮設着替所の入口で作業班長が各作業員の線量計着用を確認し、放射線管理区域出入りチェックシート（以下、チェックシート）に記載して入域する運用となっております。

これまでの調査において、仮設着替所の入口にて当該作業員が線量計を所持していることを作業班長がチェックシートにより確認しましたが、その後、当該作業員が着替えた際に線量計を着用し忘れ、そのまま当該ボイラー室へ入域してしまったことがわかりました。

今後、原因を調査します。

なお、評価の結果、当該作業員の放射線による被ばくはありませんでした。

以 上

\* 1 警報付個人線量計

作業員個人の被ばく線量および放射線管理区域の入域時間を測定する測定器。被ばく線量や入域時間があるレベルに達したときにアラームが鳴る。

\* 2 放射線管理区域

放射線による無用な被ばくを防止するため、また、放射性物質による放射能汚染の拡大防止をはかるため管理を必要とする区域。

\* 3 チェックポイント

管理区域へ入域する人および物品の出入りを監視する場所で、監視員が常駐している。